



子育て支援センター

遊びに
おいでよ



茨城町子育て支援センターは子育て親子に寄り添い、親子のふれあいと絆を深める活動をおこなっています。

まんまる一むのご案内 要予約

対象 茨城町に住民票のある未就学児と保護者

開放時間 午前及び午後の2部制

*土曜日の開放は当面行いません。

平日【午前】9時30分～11時30分 (各5組程度)
【午後】1時30分～3時30分

予約受付 月曜日～金曜日の午前9時～午後4時 (当日予約も承ります)

*希望日の前週の月曜日より、電話または子育て支援センターの窓口で受け付けます (定員になり次第締め切り)。

その他

- ・予約できる方は利用する保護者のみです。
- ・兄弟であっても小学生の利用はご遠慮ください。
- ・詳細は受付の際にお伝えします。

読み聞かせ (毎月第1、3水曜日)

日時 11月1日(水)、15日(水) 午前11時～11時15分
子育てボランティアが絵本や紙芝居の読み聞かせに来てくれます。親子でゆったりとお話の世界を楽しみましょう。

ボランティアによるピアノ演奏

日時 11月17日(金) 午前11時～11時15分
毎月一回、ボランティアのサニーNAOKOさんによる演奏があります。お子さんと一緒に心地良い音色で癒やされましょう。

まんまるたいむ

時間 午前11時～11時15分

「わくわくおはなし」
「ふれあいあそび」
「リズムであそぼう」
「わくわく製作」
などを日替わりで行います。
(まんまるたいむの様子)



子育てセミナー

要予約

【集いの場。TU☆NA☆GU】

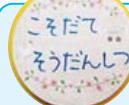
子育て中の仲間とおしゃべりする場です。参加者や職員と気軽にしゃべりをしましょう。子育てに関するアイデアやあそび場の情報など、参加者と共有しませんか。

対象 茨城町に住民票のある0歳から3歳の子どもと保護者

日時 11月22日(水) 午前10時～11時

場所 まんまる一む (定員5組)

予約受付 11月8日(水)～21日(火) 午前9時～午後4時 ※土・日・祝日を除く。
電話または子育て支援センター窓口で受け付けます (定員になり次第締め切り)。



子育て相談 ご利用ください

対象 未就学児をもつ保護者
場所 子育て相談室
受付時間 月～金 午前9時～午後5時 (※祝日を除く)
11月4日 (第1土曜日) 午前9時～午後4時30分

子育てに関する悩みや不安、誰かに話を聞いてもらいたいことなど、さまざまな相談に保育士が対応します。相談の間、保育士にお子さんを預けることができます (月～金)。
電話での相談も受け付けていますので、どうぞお気軽にご連絡ください。

～「おたのしみまんまる day」開催のお知らせ～

要予約

ボランティアや職員によるお楽しみ企画を盛り込んだ「おたのしみまんまる day」を開催します。皆様のお越しをお待ちしています。

対象 茨城町に住民票のある未就学児と保護者

日時 12月8日(金) 午前の部 10時30分～11時30分 午後の部 2時30分～3時30分

場所 まんまる一む (定員5組程度)

予約受付 11月24日(金)～ 午前9時～午後4時 ※土・日を除く。電話または子育て支援センター窓口で受け付けます (定員になり次第締め切り)。

感染症対策に関するお願い

- ・咳、鼻水や発熱などの症状がある場合は、まんまる一むの利用をご遠慮ください。
- ・感染症予防のため、しばらくの間は定員を設けて実施しています。皆様のご理解とご協力をお願いします。

*状況により、予定を変更する場合がありますので、ホームページなどでご確認ください。

—— 未就学児とその保護者が対象となります。詳細は、お問い合わせください。——

【予約・問合せ先】 こども課 子育て支援センター ☎029-291-0980 (直通)
茨城町総合福祉センター「ゆうゆう館」内

Information 情報

お知らせ 歯の何でも電話相談

11月8日の「いい歯デー」にちなみ、歯の何でも電話相談を開催します。普段歯医者さんに聞けないこと、入れ歯のこと、ブラッシングの仕方など、歯に関する悩みや相談に、無料で応じます。匿名で結構ですので、お気軽にお電話ください。

▶日時 11月12日(日) 午後1時～4時

▶受付電話番号 ☎029-823-7930

▶相談料 無料
▶その他 多くの方にご相談いただくため、お一人当たりの相談時間は10分程度でお願いします。

【問合せ先】 一般社団法人 茨城県保険医協会
☎029-823-7930

お知らせ 11月は労働保険未手続事業一掃強化期間です

労働者(アルバイトを含む)を1人でも雇っている事業主は、労働保険(労災保険・雇用保険)の成立手続を行う義務があります。

- 労働保険とは
労働者災害補償保険(通称・労災保険)と雇用保険を総称したもので、労働者とその家族、ひいては事業主を守るための制度です。
- 労災保険とは
業務災害や通勤災害を受けた労働者の負傷・病気・死亡等に対して事業主に代わって必要な保険給付を行い、被災者・遺族を援護するものです。また、労働者の社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。
- 雇用保険とは
労働者が失業した場合や、労働者の雇用継続が困難となる事由が生じた場合に、失業等給付を行うとともに、再就職を促進するために必要な給付を行います。また雇用保険には、雇用調整助成金などのように、事業主に支給される各種助成金もあります。

法律により農林水産業の一部を除き、労働者を1人でも雇用している事業主は、労災保険の成立手続が義務づけられています。パートタイム労働者の方でも、一定の要件を満たす方は雇用保険の手続きが義務づけられています。

保険制度の詳細及び成立手続については、茨城労働局労働保険徴収室、最寄りの労働基準監督署またはハローワーク(公共職業安定所)へお問い合わせください。

【問合せ先】 茨城労働局 労働保険徴収室
☎029-224-6213

お知らせ 秋の全国火災予防運動 火を消して 不安を消して つなぐ未来



茨城町消防本部・茨城町危険物安全協会・茨城町消防団

11月9日(木)から15日(水)までの7日間、全国一斉に秋の火災予防運動が実施されます。この運動は、火災が発生しやすい時季に火災予防思想を普及することや、火災の発生防止、高齢者等を中心とする火災による死者の発生を減少させ、財産の損失を防ぐことを目的としています。

普段から火の用心を心がけ、火災を出さないように注意し、火災を発見したときには一秒でも早い通報をお願いします。防火の対策は、家族全員の協力や地域住民の連携があつてこそです。

住宅防火 いのちを守る 10のポイント

- ▶4つの習慣
 1. 寝たばこは絶対しない、させない。
 2. ストープの周りに燃えやすいものを置かない。
 3. こんろを使うときは火のそばを離れない。
 4. コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。
- ▶6つの対策
 1. 火災の発生を防ぐために、ストープやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
 2. 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
 3. 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
 4. 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
 5. お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
 6. 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

【問合せ先】 消防本部 予防課
☎029-292-1515